

平成26年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年 3月 5日
 本日の会議 平成26年 3月10日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君	議 事 課 長 浜野 洋子 君
参 事 中山 庄治 君	

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

19番 吉岡 清彦 議員

20番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時24分

平成26年第1回長与町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年 3月10日（月）

午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	1	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	2	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	16	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総務
4	17	長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総務
5	20	長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	21	長与町駐車場条例の一部を改正する条例	※総務
7	3	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
8	4	上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例	※文厚
9	5	長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
10	6	長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
11	7	長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
12	8	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
13	9	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	※文厚
14	10	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	※文厚
15	11	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
16	12	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	※文厚

17	13	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
18	18	長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
19	19	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
20	14	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	※建産
21	15	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※建産
22	22	長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例	※建産
23	23	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※建産
24	24	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	※建産
25	25	町道路線の認定について	※建産
26	26	平成25年度長与町水道事業会計資本剰余金の処分について	※建産
27	27	平成25年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分について	※建産
28	28	平成25年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総務
29	29	平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※文厚
30	30	平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※文厚
31	31	平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	※文厚
32	32	平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※建産
33	33	平成25年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）	※建産
34	34	平成25年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	※建産
35	35	平成26年度長与町一般会計予算	※総務
36	36	平成26年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総務

37	37	平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算	※文厚
38	38	平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※文厚
39	39	平成26年度長与町介護保険特別会計予算	※文厚
40	40	平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※建産
41	41	平成26年度長与町水道事業会計予算	※建産
42	42	平成26年度長与町下水道事業会計予算	※建産
43	発委1	議会広聴調査特別委員会設置についての決議	

※付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長 (山口経正議員)
皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
日程第1、議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 (吉田慎一君)
皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。
では、議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。
今回の改正は、農業委員会の附属機関である長与町農業労働力調整協議会を廃止するため、同協議会に関する規定を削るものでございます。
附則につきましては、条例の施行日を平成26年4月1日と定めるものでございます。
以上が本議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託します。お諮りします。
ただいま総務常任委員会に付託しました議案第1号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思っております。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第2、議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、報酬の根拠を明確にするため、特別職の職員で非常勤のものを追加し、農業委員会の附属機関である長与町農業労働力調整協議会を廃止するため、同協議会に関する規定を削るとともに、所要の改正を行うものでございます。

特別職の職員で非常勤のものの追加につきましては、別表中の介護保険専門員の報酬の額に関する規定を改正し、また、当該専門員の次に介護保険認定調査員、徴収嘱託員、介護相談員、介護相談訪問看護師、障害者相談支援専門員、ひばり学級療育指導員、原爆被爆者健康生活相談員、障害支援区分認定調査員及び長与町弗化物洗口推進協議会委員等を新たに追加し、それぞれの報酬額を規定するものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を平成26年4月1日と定めるものでございます。

以上が本議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託します。お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第2号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第3、議案第16号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第17号、長与町南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第20号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第21号、長与町駐車場条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

町 長

ただいま一括議題としています議題について、提案理由の説明を求めます。
町長。

(吉田慎一君)

ただいま一括提案となりました議案第16号、17号、20号、21号の4議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

消費税率の引き上げについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律において定められており、平成26年4月1日から8%に引き上げることとされています。

今回の条例改正は平成26年4月1日からの消費税率の引き上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、あわせて所要の改正を行うものがあります。

なお、附則において、施行日を平成26年4月1日とし、必要に応じて経過措置を規定しております。

では、改正について、御説明をいたします。

議案第16号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第8条第3項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第17号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、端数計算について規定する第8条第3項を削り、別表の料金額を改めるとともに、所要の改正をいたしております。

議案第20号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定をする第7条第3項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第21号、長与町駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第3条第3項を削り、別表の料金額を改めること等を行っております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第16号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第 20 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第 21 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 20 号、議案第 21 号は、総務常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま総務常任委員会に付託しました議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 20 号、議案第 21 号は、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 19 日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 20 号、議案第 21 号は、3 月 19 日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第 7、議案第 3 号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 4 号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 5 号、長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 6 号、長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 7 号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 8 号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 13、議案第 9 号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例、日程第 14、議案第 10 号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例、日程第 10 号、議案第 11 号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 16、議案第 12 号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例、日程第 17、議案第 13 号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 18、議案第 18 号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 19、議案第 19 号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。
ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長

(吉田慎一君)

ただいま一括提案となりました議案第3号から13号まで及び第18号、19号の13議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げを踏まえ、使用料等に関する規定を改正するとともに、あわせて所要の改正を行うものです。

なお、附則において、施行日を平成26年4月1日とし、必要に応じて経過措置を規定しております。

では、改正内容について、御説明いたします。

議案第3号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第10条第3項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第4号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、別表の料金額を消費税及び地方消費税を含む額と規定するとともに、所要の改正をいたしております。

議案第5号、長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第8条第1項の消費税率の割合に関する規定を削り、別表の料金額を改めること等を行っております。

議案第6号、長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第7条第2項を削り、別表の料金額を改めること等を行っております。

議案第7号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第8条第3項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第8号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第8条第2項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第9号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第10条第3項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第10号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第10条第3項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第11号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第8条

第2項を削り、別表の料金額を改めております。

議案第12号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第5条第2項を削り、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第13号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別表の料金額を改めること等を行っております。

議案第18号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第8条第2項の消費税率の割合、端数計算に関する規定を改め、別表の料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第19号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第9条第1項第2号の消費税率の割合、端数計算に関する規定を削り、料金額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第9号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第10号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第11号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第12号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第13号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第18号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第19号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第19号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第19号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第20、議案第14号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第15号、長与町ウオーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第22、議案第22号、長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例、日程第23、議案第23号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (吉田慎一君)

ただいま一括提案となりました議案第14号、15号、第22号、23号の4議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げを踏まえ、使用料等に関する規定を改正するとともに、あわせて所要の改正を行うものでございます。

なお、附則において、施行日を平成26年4月1日とし、必要に応じて経過措置を規定をしております。

では、改正内容について、御説明をいたします。

議案第14号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第9条第3項及び第4項を削り、別表において都市公園を占用する占用物件、単位及び占用料に関する規定を整理し、都市公園使用料の額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第15号、長与町ウオーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の割合、端数計算について規定する第7条第4項を削り、別表の料金の額を改めること等を行うとともに、所要の改正をいたしております。

議案第22号、長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例につきましては、第6条第2項の消費税率の割合を改めております。

議案第23号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別表の料金の額を改めるとともに、所要の改正をいたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第14号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

今の上程で、いわゆる消費税に係る住民の皆さんの負担する利用料に消費税の8%分を賦課するといいますか、賦課ではなくて、使用料に上乗せするというところの条例が全て上程されたわけですが、そういう意味では、まずは14号に限らずですが、消費税の考え方というのは、事業者がかかる経費に対して消費税を支払って、売り上げに消費税を転嫁することで残った額を、いわゆるもらった消費税から払った消費税を引いた残りを消費税として納めるというのが消費税の考え方ですね。

そういった意味では、公共団体は消費税を納税する義務がないわけですから、今回、ずっと5%分もそうだったんですけども、8%にするということは、つまり納める必要のない消費税を住民の皆さんからいただくというふうな仕組みになるわけで、そういう意味では、今回8%にすることで消費税としての収入額がどれくらいふえるのか、まずそこら辺をお伺いしたい。そこが1点です。

もう一つは、そういう意味では、納める消費税がないわけですから、これまでの金額のままで8%を上乗せすると、いわゆる内税ですね。実質は負担増にならないというふうな、そういう改定にできなかったものなのかですね。ここが2点目です。

まずはそこを2つ、お伺いしたいというふうに思います。

議 長

(山口経正議員)

総務部長。

総務部長

(中山祐一君)

まず第1点目の影響額ですかね、につきましては、施設使用料等については、今回、国体等があって使用制限がかなりかかりますので、全体とすれば、収入自体には大幅な収入増にはならないかというふうには思っておりますけれども、一応、今度料金見直しの基本的な考え方としましては、まず8%上乗せをして内税方式にする。それは10円未満を切り捨てて、1時間単価、例えば今まで1時間100円であったものは、2時間利用した場合には210円という形になってたんですけども、今回は1時間当たりでもう単価を決めてしまいましたので、利用者の方々についてもわかりやすい形になったかというふうに思っております。

それと、冷暖房関係の使用料につきましても、以前からいろいろ問題になっておりましたけれども、100円硬化を入れて1時間100円とすれば、2時間して200円のコインを入れて、あと10円オーバーした分を納付書で払っていただくという形をとってたんですけども、そういうのをなくして、もう1時間100円で、2時間使えばもうそのまま200円と。利用者の方にもわかりやすい形にするということで、まず基本的には考えております。

そういうことで、あと議員さんがおっしゃいましたように、一般会計につきましては、仕入れに利用した消費税額と町が負担する消費税額は同額ということで、一般会計につきましては、差し引きゼロということで納めなくてもよろしいというふうな形に結果的にはなっておりますが、あとの企業会計等については課税対象となっておりますので、その辺については今までどおり1,000万超えた分については納付義務が発生するという形にはなろうかと思えます。

それで、施設使用料につきましては、まず大体の施設が町民無料という形をとっておりますので、町民の方々に対しての負担増というのは余りないんじゃないか、影響はないんじゃないかというふうに考えております。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

一番最初の、どれくらい収入がふえるのかという部分ですたいね、8%で。そこら辺をもう一度お答えしていただきたいのと、確かに見る中では、施設の、特にわかりやすく言うと、部屋代ですね。

部屋代は町民の皆さんは取ってないと。冷暖房はかわらない、いわゆる内税で変えたということで、施設によっては負担増がない部分がありますけども、負担増が当然ある施設もあるわけですたいね。そういう意味では、先ほど言いましたように、これまでの金額が8%の内税込みですよというふうな形で、先ほど言いますように、この一般会計でいただく使用料は、消費税を納税する義務がないわけですから、これまでの金額の中でいわゆる8%込みだと。いわゆるこの8%分上乗せで金額を変えるんじゃないかと、そういう方向性で検討できなかったのかという部分ですたいね。

そこを2点と、わかりやすくというふうな形で言われてましたけども、議案第14号の、特にここも私もわかりやすくお伺いしたいんですが、天満宮グラウンドの使用料が出てますね。これは町民以外ですから、町民の皆さんには直接関係ないんですけども、わかりやすいのが1,080円の使用料ですね、グラウンドの半面、1時間1,080円。これはもともとの金額が1,000円で、8%上乗せして1,080円にしたというふうになってるんですけど、ほかの条例を見ると、いわゆる1,050円の施設の使用料があった場合、これは8%上乗せして1,130円になってるんですよ。わかりますかね。ほかの議案にちょっと関連するんですけども、最初のほうの。ちょっとほかの議案とかかわって、わかりやすくして、議案第3号で見ると、大ホールの使用料が、ここももとは1,050円。でも8%上乗せして1,130円になってるんですよ。いわゆるそういう意味では、これは条例の今までの統一してなかった関係でこういう形になってると思うんですけども、大体もとの使用料は1,000円ですよと、どちらもですね。50円できてた。グラウンドの使用料は1,000円に対して5%を外税でもらうというふうな仕組みをしてたと。ただ、今度全てが内税にすると、こうやってもとも使用料が1,000円だったのが1,130円になったり、1,080円

になったりという意味では、この辺ももう少し統一してよかったんじゃないかなという気がするわけですかね。そこら辺を見ると、ちょっとわかりにくいかなと。1,000円だったんですけど、1,080円にしました。1,000円に50円もらって1,050円だったんですけど、1,130円にしましたと。こういう統一感が少ないかなというふうに感じてはいるんですけども、この辺はどういうふうに考えられたのかですかね。

ですから2点、もとの金額を変えずに、いわゆる8%を内税でできなかったのかと、そういう条例の問題になってくるのかもしれないけども、そういうわかりづらい数字が出ているところの統一する考えがなかったのか、2点お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
総務部長 総務部長。

(中山祐一君)

それでは、私のほうから収入の影響額ですかね。そこんところ全施設の分の集計というのは、私はいただいてないのではっきりしたことは申し上げられませんけれども、全体的に考えますと、数十万、100万まではいかないんじゃないかというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長 生涯学習課長。

(和泉嘉彦君)

先ほど2点目の質問でございますけれども、ちょうど長与町立公民館の事例が出ましたので、私のほうから答弁させていただきます。

大ホールにつきましては、これまで1,050円ということで金額を設定をしております。これは消費税が5%が含まったから1,050円ではございませんで、昼間の使用料700円、これの1.5倍ということで夜間料金が設定をされております。そういうことで1,050円。その1,050円に100分の8を掛けまして、端数を整理した上で1,130円と、そういうふうな設定をさせていただいております、統一性がないということではございません。

議長 (山口経正議員)
18番 河野議員。

(河野龍二議員)

最後ですから、いや、何度も言いますが、そういうこれを上程をするときに、もとの金額で金額を変えずに8%にするという考えがなかったのかと。いわゆる今度、全てにおいて8%上乘せの金額に変わってますんで、もとの金額を変えずに8%に上乘せした金額にします。これ理解してますかね、質問の中身が。

ちょっと私が説明が下手くそなのか、よくわからんですけども、金額を変えずに消費税の8%込みの条例改定というのができなかったのかというところを再度お伺いしたいのと、先ほどの、私が聞いているのは、例えば今の公民館と比較して14号のいわゆるグラウンドの使用料ですね。だから、ここも、

そうですね。逆に公民館のほうが、ちょっとわかりづらかった。実際そうなんですかね。1,050円がもとの値段ですから、1,000円に対して5%を乗じた、いわゆるそれを使用料として取ってたんじゃないのかなと思うんですけどね。今ちょっと違う議案なんで、これは委員会の中で十分議論していきたいと思うんですけども、そこはいいです、そしたら。

ですから、その当初の考え方ですね。そこがもう一度答えていただけないんで、答えをいただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

私もちょっと言葉が不足してかと思うんですけども、まず、この消費税については、国のほうからもきちんと転嫁をなささいという指導が来ておりますので、うちだけそうしないというわけにはいかないということもありました。

料金を抑えた形に結局はなってるんですけども、うちのほうが歳出のほうに影響する電気代であるとか、そういったものの支出、そっちについては確実に値上げなり、消費税率アップの影響が出てきますので、結局うちのほう歳入を抑えるということにつきましては、持ち出しがそれだけふえていっていると、その辺も御理解いただきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

14号について、所管から答弁ありませんか。

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 (帯田由寿君)

先ほどお尋ねの消費税に伴う収入金額のアップ部分ということでございますが、私どもで、教育委員会の方で委託を受けております総合公園プール使用料、テニス広場使用料、天満宮公園使用料、ふれあい広場使用料、町民体育館使用料、総合運動公園広場使用料を合わせまして24年度ベースで計算をいたしました結果、29万1,080円の収入となっております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第 2 3 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号は、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、3 月 1 9 日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号は、3 月 1 9 日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第 2 4、議案第 2 4 号、長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

議案第 2 4 号、長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令に伴い、占用料の改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、第 2 条第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中、「その端数を切り捨てる」を「これを切り捨てるものとする」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条 3 項の次に次の 1 項を加える。4、消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前 3 項の規定により算定した額に「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」を乗じて得た額とするに改め、別表を次のように改めるものです。

なお、附則におきましては、この条例施行日を平成 2 6 年 4 月 1 日としております。

以上が本議案の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番 (河野龍二議員)
この今回の議案第24号ですが、道路法の施行令の変更、改正に伴うということで、ただこの占用料が見てみますと、軒並み減額されてますよね。例えば第一種電柱が、ちょっとどう見ていいかわからないですけども、金額が556.5円、530円と分かれてたのが、430円という、もう減額。第二種電柱も820円、860円が660円にということで、まずはこの道路法施行令が、なぜそういうふうに変ったかというのを少し詳しく説明していただけないでしょうか。お願いします。

議長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長 (森 浩平君)
御説明いたします。

議長 (山口経正議員)
河野議員。18番 (河野龍二議員)
下がった理由というのはわかりますか、金額がなぜ下がったのか、その。先ほどでいいますと、人口の割合、土地の価格の低下というふうなところなのか、ですか。そういう理由で金額がこの金額になってるということでは。というのも、先ほどの消費税の関係ではないですけども、住民の皆さんには使用するときには消費税の転嫁がされて、企業が営業活動、いわゆる利益、営業活動ですたいね。こういうもの、ここに電柱を立てて、そら営業をしていくと。そういう部分の占用料が下がるというのが、非常にどう捉えていいのか。もっとこういうところは企業の営業活動、利益を求める営業活動ほど一定の金額を取るとというのが消費税で財源を確保するというふうなことをいわれてる中ではですよ、こういうのこそ、私は一定の金額をもらうというのが妥当じゃないかなというふうに思うんで、この金額が下がった中身が少し教えていただければ、非常に審議をしやすいかなというふうに、判断しやすいかなというふうに思いますんで、そこ説明できれば、もう一度お願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長 (森 浩平君)
詳しくは私も説明できるかどうかわかりませんが、先ほど述べたよう

に、地価の価格の低下、それと人口の割合とか、そういうことで国のほうで判断をいたしまして、こういう金額になっております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第24号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第25、議案第25号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第25号、町道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案の後に位置図、路線図を添付しておりますが、路線図では起点を丸、終点を三角で表示しておりますので、御参照をください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございます。

認定する路線は、吉無田郷サニータウン44号線1路線でございます。長与南交流センター横の土地利用に伴い計画延長29.3メートル、計画幅員4メートルから5メートルの町道となる予定です。

以上、1路線の町道認定につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第25号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第26、議案第26号、平成25年度長与町水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第26号、平成25年度長与町水道事業会計資本剰余金の処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度に実施した配水管布設がえ工事により、既設資産のうち用途廃止になったものについて、その資産の帳簿価格から廃止価格を除外するに当たり、取得時に財源の一部して充当しておりました工事負担金等159万7,983円を、今回の資産の除却により発生する損失に充てるため、その資本剰余金の処分につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第26号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第26号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第27、議案第27号、平成25年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町 長 (吉田慎一君)
議案第27号、平成25年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
平成25年度除却資産のうち、池の原地区、下部地区、横道地区の3カ所に設置しておりますマンホールポンプの制御盤取りかえに伴い、取得時に財源の一部として充当しておりました国庫補助金等784万9,553円を今回の資産の除却により発生する損失に充てるため、下水道事業会計資本剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。
御審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第27号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第27号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第27号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第28、議案第28号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町 長 (吉田慎一君)

議案第28号、平成25年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億2,837万7,000円を減額いたしまして、補正後の総額を113億8,766万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。

歳入の1款町税では、町民税、固定資産税及び都市計画税の現年課税分及び滞納繰り越し分を増額計上いたしております。

8款地方特例交付金は、交付額の決定により計上。

9款地方交付税は、交付額の予算未計上分を計上いたしました。

13款国庫支出金では、24年度精算分に係る保育所運営費負担金の計上、活力創出基盤整備総合交付金、町道新設改良事業費交付金、住宅・建築物耐震改修事業補助金など、国庫補助金の交付予定額による減額計上及び平成24年度国の補正予算（第1号）に計上された公共事業の地方負担額を基礎に交付される地域の元気臨時交付金を新規で計上いたしております。

14款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、24年度精算分に係る保育所運営費負担金、長崎鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、長崎県建築物耐震化事業補助金、個人県民税徴収取扱費委託金、市町村権限移譲等交付金などを実績見込み、及び交付予定額により計上いたしております。

15款財産収入では、財政調整基金を初め、各基金の運用収入を増額計上いたしております。

16款寄附金では、社会福祉寄附金1件、ふるさと長与応援寄附金2件、合わせて3件の御寄附について計上させていただきました。

17款繰入金では、財政調整基金及び郷土芸能大会の実績による文化振興基金の繰入金の減額計上をいたしております。

2ページ下段から3ページの19款諸収入には、延滞金の増額計上と段ボール・雑誌などの紙類、アルミ缶・スチール缶などの金属類などの資産売却収入の増額計上及び宝くじの配分金である長崎縣市町村振興協会市町村配分金を交付額の決定により計上いたしました。

20款町債では、国の補正予算も含めた国庫支出金の交付予定額により各事業の事業費の変更、特定財源の調整などに合わせた補正額を計上いたしております。

続いて、4ページからの歳出の主なものを御説明いたします。

2款総務費では、危機管理専門員報酬及びそれに伴う社会保険料の減額、財産管理費における需用費の増額及び平成24年度決算に伴う公共施設等管理公社補助金の減額、財政調整基金など各基金への積立金の増額。

3款民生費では、長与町社会福祉協議会運営補助金の増額、西彼中央土地開発公社が所有する土地を高田保育所用地として買い戻す経費、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額などを計上いたしております。

4 款衛生費では、歳入でも御説明いたしました。町民皆様の御協力により収集された段ボール・雑誌などの紙類、アルミ缶・スチール缶などの金属類などの資源売却収入を自治会に還元させていただき資源分別収集助成金の増額、長与・時津環境施設組合負担金の減額を計上いたしております。

6 款農林水産業費では、不用額見込みにより品質向上対策事業補助金、長崎鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を減額計上いたしました。

7 款商工費では、信用保証料補給補助金の減額などを計上いたしました。

8 款土木費では、国の補助事業である市街地整備総合交付金事業の最終事業費調整に係る補正、土地区画整理事業特別会計繰出金の減額、街路事業費の事業費調整に係る減額、不用額見込みによる耐震診断補助金の減額などを計上いたしております。

4 ページ下段及び5 ページの10 款教育費では、各基金への積立金の増額、文化祭出演謝礼及び文化財整備工事費を減額計上いたしております。

12 款公債費では、地方債に係る元金及び利子の最終見込みによる補正を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて、6 ページをお願いいたします。

第2 表、繰越明許費では、第3 款民生費、3 項老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等補助金、以下6 件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰り越し予定額をお願いいたしております。

7 ページをお願いいたします。

第3 表、地方債補正では、土地区画整理事業、以下3 件について、限度額の変更をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に、平成25 年度長与町一般会計補正予算（第4 号）に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19 番、吉岡清彦議員。

19 番

（吉岡清彦議員）

19 番。説明書の13 ページの上段のほうに、寄附金で、ふるさと応援寄附金ですかね、12 万ありますけども、これが人数的に何名なのか。あるいはこのシステムによって、何か、お礼制度か何か、どういう形でやっているのか、ちょっとそこを説明願います。

議 長

（山口経正議員）

税務課長。

税務課長

（田平俊則君）

ふるさと長与応援寄附金ですけども、これは件数が2 件。25 年度はお礼のほうはしておりません。以上です。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。

18番 (河野龍二議員)
18番。総務委員会に付託される予定なんで、そこで十分審議がされると思いますが、1つだけ確認させていただきたいのが、8ページ、9ページの地域活性化補助金の地域元気臨時交付金ですね、括弧書きでしてありますように経済活性化、雇用創出の交付金ということで、それが歳出でどういうような形で歳出されているのか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)
お答えいたします。
歳入のほうで地域元気臨時交付金1億700万程度歳入で上げておりますけども、歳出については、都市整備課所管の分で歳出は上げております。
具体的に申しますと、8款2項3目の分と、8款5項2目土地区画整理費、その分で計上させていただいております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。

9番 (森 謙二議員)
9番。ちょっと確認をしたいので質問いたします。歳入の9款で地方交付税、聞き間違いかしらんですけれど、地方交付税が未計上だったっていうふうに回答があったんですけれども、ちょっとそれ説明していただけないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)
普通交付税を歳入で1億2,223万9,000円上げとるんですけれども、25年度の普通交付税の決定額に対しまして、まだ予算を計上してない部分、それがありましたので、今回の補正で未計上分を全て予算であらわすということで、1億2,223万9,000円を計上しているということでございます。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第28号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第28号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩10時35分～10時45分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第29、議案第29号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第29号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,743万6,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,466万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。10款1項繰越金は、25年度の繰越額が確定いたしましたので、今回計上させていただいております。既定予算1億5,087万3,000円に9,743万6,000円を追加補正し、繰越金総額を2億4,830万9,000円としております。

次に、歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。12款1項予備費につきましては、24年度実質収支から返還金を差し引いた金額を計上しております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第29号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第30、議案第30号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第30号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ699万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億9,766万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は、588万1,000円を増額計上いたしております。3款繰入金は、111万1,000円を増額計上いたしております。それぞれ最終見込み額での計上でございます。

次に、歳出について説明いたします。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に699万2,000円を増額計上いたしております。最終見込み額により計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第30号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第31、議案第31号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第31号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ264万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を25億9,377万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。3款国庫支出金、2項国庫補助金は、72万9,000円を計上いたしております。消費税率引き上げに伴うシステム改修に対する補助金でございます。7款繰入金は、191万7,000円を増額計上いたしております。消費税率引き上げに伴う介護保険システム改修費の補助残分を計上いたしております。

次に、歳出につきまして御説明いたします。3ページをお開きください。1款総務費は、264万6,000円を増額計上いたしております。消費税率引き上げに伴う介護保険システム改修費でございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第31号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第32、議案第32号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第32号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,805万8,000円を減額いたしまして、補正後の総額を7億5,641万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入について御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。1款1項国庫補助金1億135万円、2款1項県補助金1,413万9,000円、4款1項一般会計繰入金7,256万9,000円を補助事業費の確定に伴う変更並びに職員の異動に伴う人件費等の変更に伴い減額計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。3ページをお開きください。1款1項都市計画費1億8,262万6,000円、3款1項公債費543万2,000円を減額計上いたしております。これは、歳入で御説明いたしました補助事業費の確定に伴う変更による県事業委託料の減額と、職員の異動に伴う人件費等の減額によるものでございます。続きまして、4ページをお開きください。繰越明許費として、高田南土地区画整理事業で1億3,671万円をお願いいたしております。内容につきましては、工事2件となっております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっています議案第32号は、建設産業常任委員会に付託
 します。
 お諮りします。
 ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第32号は、会議規則第
 46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限を
 つけることにしたいと思います。
 御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
 異議なしと認めます。
 よって、議案第32号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつ
 けることに決定しました。
 日程第33、議案第33号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算
 (第2号)を議題とします。
 本案について、提案理由の説明を求めます。
 町長。

町長 (吉田慎一君)
 議案第33号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)につ
 きまして、提案理由の御説明を申し上げます。
 予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条、債務負担行
 為をすることができる事項、期間及び限度額を設定するものでございます。
 これは、平成24年度に設定しておりました榎の鼻土地区画整理事業工事負
 担金の債務負担行為に新たに追加するものであり、平成26年度支出予定と
 して限度額2,470万円を設定いたしております。内容は、北陽台配水池
 建設に伴う第1浄水場のポンプ設備に係る変圧器盤等の追加工事による増額
 でございます。
 以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいた
 します。

議長 (山口経正議員)
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっています議案第33号は、建設産業常任委員会に付託

します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第33号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第34、議案第34号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第34号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条、収益的収入及び支出の支出で、第1款下水道事業費1,900万円の減額補正を行い、総額を6億7,297万円といたしております。これは、処理場費が減額となり、営業費用を減額するものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入25万円の減額補正を行い、総額を4,828万8,000円といたしております。これは、国庫補助金の交付決定額が減額になったこととございます。また、支出では、第1款資本的支出1,600万円の減額補正を行い、総額を4億498万8,000円といたしております。これは、長寿命化計画策定業務委託料及び取り付け管改修工事費が減額となったことが主な要因で、建設改良費の減額を提案いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,670万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額472万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,138万7,000円、減債積立金2億4,058万7,000円で補填するものでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、議案の後に補正予算(第2号)に関する説明書を添付いたしております。御審議のほどよろしく願います。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第34号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第35、議案第35号、平成26年度長与町一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第35号、平成26年度長与町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成26年度一般会計予算の総額を122億1,187万2,000円といたしております。この予算規模は、平成25年度に比べて9億9,788万5,000円、率にしておおよそ8.9%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものを御説明いたします。

歳入の1款町税は、42億5,329万7,000円を計上いたしました。前年度比2,850万8,000円の減額でございます。個人町民税の減額が主な要因でございます。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までについては、平成24年度決算額及び平成25年度の歳入状況、それと税率の改定分を考慮し、合わせて3,950万円の増額で計上いたしました。

3ページの9款地方交付税と10款交通安全対策特別交付金は、前年度同額を計上いたしております。

11款分担金及び負担金では、児童福祉費各負担金の保育料、清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金など、2億5,759万円を計上いたしております。前年度比1,981万6,000円の増額でございます。これは児童福祉費負担金の増額が主な要因でございます。

12款使用料及び手数料では、都市計画使用料、住宅使用料などの使用料

及びごみ・し尿収集手数料などの手数料、合わせて1億4,441万5,000円を計上いたしました。前年度比137万7,000円の増額でございます。

13款国庫支出金は、15億4,384万8,000円を計上いたしました。前年度比1億738万9,000円の増額でございます。これは、都市計画費補助金の増額が主な要因となっております。

14款県支出金は、7億8,186万9,000円計上いたしております。前年度比8,934万4,000円の増額計上であります。内容は、第69回国民体育大会会場ほか市町運営交付金、安心こども基金事業費補助金の増額などが主な要因となっております。

15款財産収入は、1,224万3,000円で、前年度比1,040万7,000円の増額計上であります。普通財産売り払い収入の増額が要因であります。

4ページをお願いいたします。16款寄附金は、前年度と同額計上でございます。

17款繰入金は、1項特別会計繰入金のほか、2項財源調整としての財政調整基金、減債基金からの繰り入れと、特定目的基金からの繰り入れを合わせて11億5,377万9,000円を計上いたしております。前年度比2億9,717万円の増額であります。要因は、今回の予算編成の財源調整のために、財政調整基金及び減債基金を前年度比3億5,090万8,000円増額しているのが要因でございます。

18款繰越金は、前年度と同額計上でございます。

19款諸収入では、小規模企業振興資金預託金元利回収金や雑入など、1億2,962万6,000円を計上いたしました。前年度比4,119万6,000円の増額計上であります。増額の主な要因は、第14回全国障害者スポーツ大会会場整備負担金の新規計上でございます。

20款町債は、15億5,869万4,000円を計上いたしました。4億2,019万4,000円の増額となっております。これは、平成16年度に借り入れた町債の元金未償還分3億7,919万4,000円を借りかえるための起債が主な要因でございます。借りかえを行った分は、歳出の12款公債費でその金額を償還するようにいたしております。

次に、5ページからの歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。

1款議会費では、長崎県町村議会議長会負担金などの増額により、1億6,335万円の計上で、前年度比104万3,000円の増となっております。

2款総務費は、15億3,042万1,000円で、前年度比5,196万3,000円の増となっております。1項総務管理費は、一般管理費を減額した一方、財産管理費、交通安全対策費、企画費、電子計算費、国民体育大会推進事業費を増額しております。このほか、4項選挙費で減額計上となっております。

3款民生費は、38億5,498万3,000円で、前年度比1億4,465万3,000円の増となっております。1項社会福祉費の障害者福祉費の

増、臨時福祉給付金給付事業費の新規計上、2項児童福祉費の児童福祉運営費、3項老人福祉費の介護保険費及び後期高齢者医療費の増額が主な要因であります。

4款衛生費は、10億6,868万7,000円の計上で、前年度比958万円の増となっております。1項保健衛生費の保健衛生総務費、感染症予防費、環境衛生費を減額した一方、2項清掃費のごみ処理費を増額いたしております。

5款労働費は、3,410万1,000円で、前年度比71万1,000円の増額計上でございます。

6款農林水産業費は、1億9,378万円で、前年度比835万8,000円の減額計上でございます。1項農業費の農業総務費及び農業振興費の減額が主な要因となっております。

6ページをお願いいたします。7款商工費は、5,411万6,000円で、前年度比992万1,000円の減額計上でございます。1項商工費の商工振興費の減額が主な要因でございます。

8款土木費は、21億1,316万5,000円で、前年度比3億458万円の増額計上でございます。主な増減は、1項土木管理費及び5項都市計画費を増額する一方、2項道路橋梁費及び6項住宅費を減額計上いたしております。

9款消防費は、4億1,500万2,000円で、前年度比2,536万円の増額計上いたしております。消防施設費での消防格納庫の建設及び小型動力ポンプつき積載車購入費の予算計上が増額の主な要因であります。

10款教育費は、10億6,069万8,000円で、前年度比368万6,000円の減額計上となっております。主な増減は、3項中学校費及び4項幼稚園費の就園奨励費補助金を増額する一方、2項小学校費を減額したものが主な要因となっております。

11款災害復旧費では、1,160万8,000円で、前年度並みの計上となっております。

7ページの12款公債費では、16億9,196万円の計上で、元金分の償還や、歳入の20款町債で御説明いたしました借りかえに伴う起債償還分が増額、利子分が減額となる見込みで、前年度比4億8,195万2,000円の増額計上であります。

13款諸支出金及び14款予備費は、前年度同額を計上いたしております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為では、起債管理システムリース料以下12件について、期間及び限度額を定めております。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債では、土地区画整理事業以下7件について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。

議案の後に平成26年度長与町一般会計予算に関する説明書を添付いたし

ております。また、平成26年度長与町一般会計予算に係る主要な施策に関する説明書につきましても、一部様式を追加して添付いたしておりますので、あわせて御参照いただき、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

19番。何点かお聞きします。

予算に関する説明書のほうから聞きたいと思えますけれども、137ページが一番下のほうに橋梁長寿命化調査がありますけれども、これで今年度で終わりとなるのかどうか、それを1点と。

あとは143ページの改良事業、4目ですね、負担金のところで、公共施設管理者負担金1億7,000万、これの行き先をちょっとお願いいたします。こちらのほうの、主要な施策のほうの20ページに少しは載っておりますけれども、1億7,000万というのが少しちょっとわかりませんので、よろしくお願いします。

それと、22節のほうの7,000万の補償、これがどういうところなのか、よろしくお願いします。

それと、161ページの教育、町長の施政方針にもありましたけど、高田小学校の整備が、体育館が載っておりますけれども、ちょっと予算の金額じゃないですけど、洗切小学校体育館が保証期間があるということだったんですけど、それがいつまでなのか、あわせてわかったらお願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

管理課長。

管理課長

(森 浩平君)

橋梁の件に関してお答えいたします。

今年度、15メートル以上の橋梁の詳細設計及び補修設計を2橋行います。それと15メートル以下の橋梁の詳細設計を8橋行いますので、今年度詳細設計をして、工事が来年かかりまして、来年度で終わるということではありません。以上です。

議 長

(山口経正議員)

建設部長。

建設部長

(日野 勉君)

補足させていただきます。

先ほど議員さんがおっしゃったのは、多分全体的な意味での計画策定だと思います。それについては完了しております。今、課長が申し上げたのは、実際の個別の実施の設計でございます。予算計上している分はそれでございます。以上です。

議 長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

都市計画道路事業地元負担金という御質問だったかと思います。これについては、県事業費負担金ということで、県事業で高田線、そして吉無田三根線を取り込んでやっていただいております。それに対する町の負担金でございます。

それから、公共施設管理者負担金1億7,000万、これについては、組合が区画整理事業でやっております。その中を西高田線ということで町施行分の都市計画道路が入っております。組合のほうに一括して事業を行っていただくことがより効率的ということになりまして、組合に代行して工事をしていただくと、そういうことでの公共施設管理者負担金ということになります。

ことしで終わるかということでございますが、ことしが最終でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

教育委員会総務課長 (森川敏幸君)

161ページの工事請負費のところですけども、まず、屋内運動場整備工事費、これにつきましては高田小体育館の屋根防水工事ということになっております。

先ほど言われました洗切小学校の体育館ということですけども、これにつきましては、現在保証期間ということもありまして、来週には工事にかかるようにいたしております。以上です。

(「保証期間は」の声あり)

教育委員会総務課長 (森川敏幸君)

保証期間は、10年間の保証ですので、まだ残っているということになります。

議長 (山口経正議員)

19番 (吉岡清彦議員)

またちょっと、まだ戻らんばいかんわけですけども、結局橋の場合も、結局21年度で策定して、今年度も上がっている。これで全部終わるのかというね、この主要な施策の20ページにありますよね。わかりますかね、2と8ね。これでもう全部終わるのか、まだ残っているのかと。わかりますかね、それですね。

それと、143ページの補償費が7,000万あったですね。これがどの部分かというのを聞いているわけですね。わかりますかね、これね。まだまだ、まだ後でね。

それと、洗切小学校のそれは残っているけども、だからいつまでかって、あるからいつまでなのかって聞いているわけですね。だからその点、あと3つかな、ちょっとよろしく、よく中身を答えてください。

議長 (山口経正議員)

管理課長 管理課長。
(森 浩平君)
委託についての御説明を行います。
今年度2橋と8橋を行うようにしておりますが、まだ15メートルに関しましても、随時調査、点検、設計というのが残ってきますので、28年度ぐらいには工事が終わるんじゃないかと。それは補助のつき方次第ということで、今の長寿命化計画の中ではそういうふうになっております。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長 都市整備課長。
(道端和彦君)
御質問の143ページ、街路事業に伴う補償費ということでの御質問でございますが、これについては、西高田線を進めるに当たって、県道側を付加車線を1車線ふやすということで、県道沿いの家屋等の補償が出てまいります。約7件ほどの補償を予定しております。以上です。

議長 (山口経正議員)
教育委員会総務課長 教育委員会総務課長。
(森川敏幸君)
洗切小学校の体育館の保証期間は、約、19年度か20年度ぐらいに行ったと思います。ですから、その10年間の補償ですので、まだ残りはあと5年間ほどは残っているかと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)
11番 ほかには質疑はありませんか。
11番 (岩永政則議員)
これは基本的なことなんですが、55ページをお開きをいただきまして、企画費の報酬がありますが、報酬の一番下にあります地域支え合いICT、これは町長の政策として取り組んでおられるわけですが、ICTの給与、報酬の216万という、この報酬で組んだ根拠、根拠というのは、条例上の根拠というのは何をもちましてここで報酬で組まれたのか。昨年もありまして、ちょっと気づいておったんですが、ちょっと後で忘れておりまして、今思い出してですね。どういう根拠、条例の根拠をもちまして報酬で組まれたのかということを確認させていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
企画課長 企画課長。
(松浦篤美君)
この地域支え合いICT普及員報酬というものは、一応報酬なんですが、実際3年間のモデル事業ということで、先進の新上五島町等の普及員さんの報酬と比べて、この金額で設定したものでございます。ただ、どうしても条例のほうでいきますと非常勤職員の非常勤の報酬条例、その中で条例根拠としては、一番最後の予算の範囲内ということで判断しております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)
私、何を言いたいかといいますと、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の中に、この事項がなければ報酬を出す根拠がないんじゃないかというふうに思ったものですので、この2931ページから二、三ページに、これをこう見ても、私の条例上は載ってないんですね。少なくとも報酬で出すならばこれに載ってなければ、その金額の根拠もないし、適当な額を勝手に入れて、そして予算化しておると言わざるを得ないんですね。だから、本来はここに載せて、必要であれば条例改正して、そして初めてこの普及員ですかね、これの報酬を出せるということなんです。そういうものがなければ根拠がないじゃないですか。あるんですかね、条例。

議 長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)
特別職の非常勤の報酬及び費用弁償の表の一番下のところに、予算の範囲内ということで規定があるかと思います。
今回のこのモデル事業といいますのは、3年間のモデルでございまして、これから3年後に広げる場合は、現在の報酬等もちょっと見直した形で行いたいと思っております。その関係で、特別職の非常勤の条例の最後の、予算の範囲内ということで、ちょっと今回モデル事業ということでさせていただいております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)
要するに2953ページの一番下のその他の非常勤のもの、ここですね。これを適用したということですね。わかりました。
ただ、性格上からいくと、8の報償費で組んでも何ら問題ないんじゃないかな。そうしますと規定も何も要らないわけですね。そういう感じもしたものですのでね。わかりました。

議 長 (山口経正議員)
質疑ですか。答弁。質疑をしてください。答弁ね。

1 1 番 (岩永政則議員)
答弁はもういいです。

議 長 (山口経正議員)
質疑をお願いします。
ほかに質疑はありませんか。
18番、河野龍二議員。

1 8 番 (河野龍二議員)
18番。私は、主要な施策の説明書の中の30、31ページですね、町長の施政方針の中でも、今回の予算は基金の取り崩しをかなりやったというこ

とで説明がされておりました。先ほどの説明の中でも11億2,500万ですね、財政と減債基金合わせてですが、かなりの額の取り崩しをやっているということで、お伺いしたいのは、基金のいわゆる配分された事業ですね。これだけ多額の基金を取り崩して、どの事業に、基金ですから細分化されている部分があるかというふうに思いますが、主な事業がわかれば説明していただきたい。

もう一つ、先ほど少しありました142、143ページの街路事業費の中で、街路整備工事費ですね。主要な施策の説明書から見ると、西高田線かなというふうに思うんですけども、これは4億5,100万組まれております。この部分がどういう中身なのか説明していただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)

お答えいたしますけども、26の当初で財源調整のために財政調整基金及び減債基金を約11億2,500万程度ですか、繰り入れて予算編成をいたしております。

御質問の財政調整基金が、その11億2,500万の中で内訳が、財政調整基金が5億7,500万程度、減債基金が5億5,000万、合わせて11億2,500万になるんですけども、財政調整基金の歳出項目に対して、どの事業に幾ら充てたかというのは、それはわかりません。というのが、もう財政調整基金というのは一般財源化しまして、それぞれこの事業に幾らというのは、振り分けというか、そのいうのはいたしておりません。ただ、減債基金については、公債費の元金の償還等に財源内訳上は割り振りをいたしております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

143ページの街路事業ということで4億5,100万、これはどういうことかという御質問でした。

これについては、役場前の橋梁を26年度から着工しようというふうに考えております。そこで橋の下部工、それと橋脚、この部分を行っていこうと考えております。それから、ツインキャッスル裏からまるみつのところの旧道までアクセスをとりあえずさせたいということを考えております。その部分での切り土工、これも含めて、主にそういう箇所をやっていきたいということで考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

財政基金の性質というのは、十分理解して質問させていただいているんですが、いわゆる一般財源とすることで、細部にわたって分けているということですけども、ですから、この基金を取り崩さなければならない、多額の

すね、いわゆる何が必要だったのかと。とにかく、先ほどちょっと関連するかもしれませんが、こうした街路事業をする中で、やはり財源が不足すると。その基金を取り崩さなければならなかったという原因があるものなのか。そこも含まれてると思うんですけども、そこら辺を少し確認して。ですから、基金を取り崩さなければならなかった財源、全体と言われればそれまでですけども、こういう工事が関連するものなのか、そこら辺をお伺いしたいというのと。

これも総務委員会に付託される予定なんで、その中で詳しく議論していただきたいと思うんですが、西高田線の橋梁、橋ですね、これ私は非常に、この役場前から橋をかけるというふうな話をずっとされてますけども、今の道路交通、車の交通量のことを考えると、この役場前の橋をかける、かなり渋滞を引き起こすんじゃないかなというふうな予測をちょっとしてるわけですけども、まだ全然その数値的なものはないんですが、これ橋をかける前に、一定その交通量の調査だとか当然されるんですかね。橋のかける位置も十分僕は精査すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょっとその辺は具体的にスケジュールとしてどういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)

1点目の、どうしてこれだけの基金の繰り入れをしなければならなかったのかという趣旨の御質問だと思いますけども、この事業、一つの事業にこれだけ経費がかかったから財調を繰り入れるっていうんじゃないくて、全体的な面で、個々の事業の積み上げはあるかもしれませんが、この事業がふえたから基金を取り崩さなければならなかったかという考えじゃありません。

ただ、一つ、歳入歳出で平成25年度と比べまして約9億9,000、約10億の予算が増になっております。それぞれ歳出側でいうと、それぞれの要因があるかもしれませんが、最終的にそれを調整する意味で財調を繰り入れたということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

この西高田線の橋梁の位置、どうやって決めているのかという御質問でございますけど、これについては、都市計画法に基づいて、都市計画審議会等々の議を経てこういうラインになっとるわけでございます。

それから、交通量に関しても調査をした結果、それを踏まえた形ということでも考慮しております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

9番、森謙二議員。

9 番 (森 謙二議員)

9 番。歳入のところで質問いたします。歳入の 1 款町税のところなんですけれども、町税の合計として、合計は減額になっておるんですけれども、個人町民税は増になっておりまして、ほか固定資産税や軽自動車税、町たばこ税等は減額になっております。普通、素人の考え方からしたら、個人町民税がふえたら、固定資産税、軽自動車税とか町たばこ税はふえるんじゃないかなっていうふうに考えました。この個人町民税がふえて、そのほか減っているという、その背景を教えてください。

議 長 (山口経正議員)

税務課長。 (田平俊則君)

税務課長 町民税の個人税ですけども、これは減っていると思います、対前年比で。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

3 番、内村博法議員。

3 番 (内村博法議員)

1 点のみお伺いしたいと思います。

土木費の 8 款 2 項道路橋梁費、これは、この中に、主要な施策に関する説明書のほうがわかりやすいかもしれませんので、この主要な説明書の中の 20 ページを見ていただきたいと思います。管理課の分ですね。一番上の上段のところ、駅前の歩道橋の補修が予定されとるんですけれども、ここは以前から汚い、それから安全上問題があつてということで指摘されていたところなんですけれども、それで、やはりここは長与町の玄関口でもあるわけですよ、この周辺はですね。それで、国体に、ことし国体があるわけですけども、それに間に合うようにこの工事をされるのか、その 1 点だけお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

管理課長。 (森 浩平君)

管理課長 国体に間に合わせるように準備をしていきます。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 35 号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第 35 号は、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 19 日までに審査を終了するよう期限をつけ

ることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第36、議案第36号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第36号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。平成26年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ707万9,000円とするものでございます。この予算額は、前年度より23万5,000円、3.4%の増額となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の一時借入金借り入れの最高額は、500万円と定めております。

それでは、歳入につきまして説明いたします。2ページをお開き願います。歳入の主なものとしましては、1款使用料及び手数料、1項使用料707万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。3ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費は、677万8,000円を計上しておりますが、駐車場管理委託料が主なものがございます。2項繰出金は、存目としております。

2款予備費は、30万円を計上いたしております。

なお、本予算の内容につきましては、予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第36号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第37、議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,475万7,000円と定めるものでございます。この予算額は、前年度より3.1%の減額となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、歳入から御説明いたします。予算書の2ページをお開き願います。1款国民健康保険税7億9,952万6,000円は、前年度比3.5%の減額を見込み、計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金6億9,610万9,000円は、医療費等の見込み額により算定したものです。2項国庫補助金3億3,080万3,000円は、前年度比10.2%の減で計上いたしております。これにつきましては、財政調整交付金のうち、被爆者の医療分に係る特別調整交付金の減額が大きな要因となっております。

4款療養給付費交付金は、退職被保険者分の医療費等の支出により交付されるものですが、前期高齢者交付金に係る調整対象基準額の減額により、12.7%減の3億1,063万4,000円を計上いたしております。

5款前期高齢者交付金は、24年度精算額を含め、前年度比10%減の12億9,748万8,000円を計上いたしております。

6款県支出金、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金2,032万3,000円と、特定健康診査等負担金569万2,000円の合計額で、同額を国庫負担金にも計上いたしております。2項県補助金3億1,732万1,000円は、医療費等の見込み額により算定したもので計上いたしてお

ります。

7 款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金 8,576 万 7,000 円と保険財政共同安定化事業交付金 3 億 7,438 万 8,000 円の合計額を計上いたしております。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金は、一般会計繰入金で、前年度比 2.6% の増でございますが、消費税の税率アップが主なものでございます。

10 款繰越金は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。4 ページをお開きください。1 款総務費は、15.7% の減となっておりますが、主なものとしまして、昨年度の健康管理システムの導入経費 694 万 4,000 円の減額が主なものでございます。

2 款保険給付費は、前年度比 2.5% の減となっておりますが、その内容といたしましては、1 項療養諸費が前年度比 4.2% の減額となっていることが主な要因でございます。

3 款後期高齢者支援金は、前年度比 0.1% の増で、平成 26 年度概算分と平成 24 年度精算分を計上しております。

4 款前期高齢者納付金は、前年度比 62.7% の増で、平成 26 年度概算額及び平成 24 年度分の精算額により計上しております。

6 款介護納付金は、前年度比 1.4% の減でございます。

7 款共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療費拠出金 8,129 万 6,000 円及び保険財政共同安定化事業拠出金 4 億 3,231 万 9,000 円の合計額を計上いたしております。

5 ページをお開きください。8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費 2,873 万円は、前年度比 4.7% の増となっております。昨年度、平成 25 年度から平成 29 年度までの第 2 期長与町特定健康診査等実施計画を策定しておりますが、平成 26 年度の健診受診率を 45% として計上しております。2 項保健事業費は、保健衛生普及費 287 万 9,000 円と疾病予防費 1,163 万 3,000 円を計上いたしておりますが、前年度比 0.9% の増となっております。

10 款、11 款、12 款につきましては、前年度と同額を計上しております。

なお、説明資料といたしまして平成 26 年度長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上が本案の主な内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第37号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第38、議案第38号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第38号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,610万4,000円と定めるものでございます。この予算規模は、前年度と比較いたしますと9.5%の増となっております。

歳入から御説明いたします。予算書の2ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料は、3億4,588万9,000円を計上いたしております。

3款繰入金7,946万7,000円は、事務費繰入金1,922万2,000円、保険基盤安定繰入金6,024万5,000円を計上いたしております。

4款繰越金は、存目計上でございます。

5款諸収入は、保険料還付金のほかは存目計上でございます。

次に歳出について御説明いたします。予算書の3ページをお願いいたします。1款1項総務管理費429万4,000円は、後期高齢システム改修費等を計上しております。2項徴収費233万9,000円は、徴収に係る郵便料等を計上いたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億1,778万1,000円は、広域連合への保険料等の納付金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金68万9,000円は、過年度分の保険料の還付金を計上いたしております。2項繰出金は、存目計上でございます。

4 款予備費は、100 万円を計上いたしております。

以上が平成 26 年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成 26 年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 38 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第 38 号は、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 19 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号は、3 月 19 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第 39、議案第 39 号、平成 26 年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第 39 号、平成 26 年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。第 1 条第 1 項では、平成 26 年度の保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 527 万 2,000 円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ 1,918 万 4,000 円といたしております。この予算規模は、保険事業勘定が 6.5% の増、介護サービス勘定は 1.3% の増となっております。

それでは、歳入歳出の主なものについて御説明いたします。2 ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入から御説明いたします。1 款保険料は、第 1 号被保険者の保険料を 5 億 9,722 万 2,000 円計上しております。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、介護給付費負担金 4 億 8,813 万

円を、2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業支援交付金を9,604万1,000円計上しております。

4款支払い基金交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を7億5,705万4,000円計上しております。

5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費負担金を3億5,346万7,000円、2項県補助金は、地域支援事業交付金を736万5,000円計上しております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金を3億9,148万4,000円計上しております。

8款繰越金は、1,445万円計上しております。

9款諸収入は、全て存目計上でございます。

3ページをお願いいたします。次に、歳出について御説明いたします。1款1項総務管理費は、1,143万1,000円計上しております。2項徴収費は、介護保険料徴収嘱託員報酬等として477万2,000円を、3項介護認定審査会費は、認定審査会、認定調査に係る経費を3,491万6,000円計上しております。5項介護保険運営協議会費は、第6期介護保険事業計画を策定するための経費を含めて計上いたしております。

2款保険給付費は、要介護及び要支援の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費で、25億8,953万2,000円計上いたしております。

3款地域支援事業費は、1項介護予防事業費を2,100万円、2項包括的支援事業・任意事業費を2,400万円で計上しております。

4款基金積立金は、存目計上でございます。

5款公債費は、50万円を計上しております。

6款諸支出金は、保険料還付金等を31万1,000円計上いたしております。

7款予備費は、1,000万円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定につきまして御説明いたします。歳入歳出それぞれ1,918万4,000円を計上いたしております。この勘定は、地域包括支援センターが行う、要支援1、2の方へのケアプラン作成の収入を介護予防給付費収入として、ケアマネジャーの報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料などを指定介護予防支援事業費として支出するものでございます。歳入を4ページに、歳出を5ページに記載しております。

以上が本案の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成26年度長与町介護保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第39号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時54分～13時00分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第40、議案第40号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

(吉田慎一君)

議案第40号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。平成26年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,976万5,000円で事業の推進を図りたいと考えております。

4ページをお開き願います。地方債につきましても、高田南土地地区画整理事業に伴うもので、限度額4,000万円を計上いたしております。

歳入歳出の主なものについて御説明いたします。2ページをお開き願います。歳入の1款国庫支出金、1項国庫補助金として高田南土地地区画整理事業費補助金2億8,317万2,000円を計上いたしております。

2款県支出金、1項県補助金ですが、高田南土地地区画整理補助金として6,320万円を計上いたしております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、6億3,138万9,000円を計上いたしております。

5款繰越金、1項繰越金は、200万円を計上いたしております。

7款町債、1項町債につきましては、高田南土地地区画整理事業の都市開発

事業債を4,000万円計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。3ページをお開き願います。1款土木費、1項都市計画費は、8億1,908万円を計上いたしております。事業内容としましては、主に道ノ尾駅前線、三千隠線改良工事、区画道路整備工事及び造成工事、建物移転補償費を予定いたしております。

2款公債費、1項公債費につきましては、起債償還金1億9,868万5,000円を計上いたしております。

3款予備費、1項予備費は、200万円を計上いたしております。

以上が平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第40号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第41、議案第41号、平成26年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第41号、平成26年度長与町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、平成26年度末給水戸数を1万5,511戸、年間総給水量を361万6,966立方メートル、1日平均給水量を9,909立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益7億9,3

78万9,000円を見込んでおります。この主なものは、水道料金の6億8,931万8,000円でございます。

支出では、第1款水道事業費用7億4,656万1,000円を予定いたしております。この主なものは、水道施設等の維持管理費6億7,572万3,000円及び企業債の支払い利息など4,711万3,000円でございます。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入7,886万円を見込んでおります。これは、榎の鼻土地区画整理事業に係る水源負担金、高田南土地区画整理事業に係る工事負担金及び分岐工事負担金でございます。

支出ですが、第1款資本的支出4億3,328万7,000円を予定いたしております。この主なものは、三根地区(吉無田三根線)配水管布設がえ工事及び高田地区(高田南)配水管布設工事などの建設改良費2億7,782万5,000円及び企業債償還金1億5,346万2,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,442万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,446万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,983万5,000円、当年度分損益勘定留保資金6,666万6,000円、減債積立金1億5,346万2,000円で補填する予定でございます。

2ページをお開き願います。第5条の一時借入金の限度額は、3億円を予定いたしております。

第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用間といたしております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億4,159万8,000円及び交際費10万円を予定いたしております。

第8条の棚卸資産購入限度額は、1,378万8,000円を予定いたしております。

以上が平成26年度長与町水道事業会計予算の主な内容でございます。

なお、議案の後に平成26年度長与町水道事業会計予算に関する説明書を添付いたしております。御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、森謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

2ページの第8条で、棚卸資産購入限度額とあるんですけど、棚卸資産とこののをちょっと教えてください。済みません、わからないので。

議 長 (山口経正議員)

水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

棚卸資産の内容といたしましては、鑄鉄管の口径100ミリとか50ミリ

とかありますけど、そういう品物の購入でございます。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第41号は、建設産業常任委員会に付託
します。
お諮りします。
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第41号は、会議規則第
46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう期限を
つけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第41号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつ
けることに決定しました。
日程第42、議案第42号、平成26年度長与町下水道事業会計予算を議
題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 (吉田慎一君)
議案第42号、平成26年度長与町下水道事業会計予算につきまして、提
案理由の説明を申し上げます。
予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、
平成26年度末排水戸数を1万5,253戸、年間総排水量を457万8,0
00立方メートル、1日平均排水量を1万2,542立方メートルと見込んで
おります。
第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益11億1,
318万円を見込んでおります。この主なものは、下水道使用料6億4,5
76万8,000円、一般会計からの補助金1億9,500万円及び長期前受
け金戻し入れ2億2,698万3,000円でございます。
支出では、第1款下水道事業費9億5,183万を予定いたしております。
この主なものは、下水道施設等の維持管理費2億8,749万1,000円及
び減価償却費4億5,207万6,000円、企業債の支払い利息9,477
万1,000円でございます。
第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入4,623万
3,000円を見込んでおります。これは、浄化センター及び汚水管渠の長
寿命化計画策定に係る業務委託並びにマンホールぶた改築工事に伴う国庫補

助金 3,200 万円及び受益者負担金 1,423 万 3,000 円が主なものでございます。

支出では、第 1 款資本的支出 3 億 6,674 万 1,000 円を予定いたしております。この主なものは、建設改良費として、浄化センター及び汚水管渠の長寿命化計画策定業務委託並びにマンホールぶた改築工事及び管渠長寿命化改築工事等で 1 億 2,151 万円、企業債償還金 2 億 4,423 万 1,000 円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 2,050 万 8,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 434 万 2,000 円、過年度分損益勘定留保資金 7,193 万 5,000 円及び減債積立金 2 億 4,423 万 1,000 円で補填する予定でございます。

第 5 条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、平成 27 年度から平成 31 年度までの期間とし、限度額を借り入れた改造資金に対して支払う利息相当額としております。また、水洗便所改造資金に対する債務の損失補償として、償還期限到来後 3 カ月を経過した日から履行の日までの期間につき、借り入れた改造資金の元金及び遅延利息の合計額を限度額としております。

2 ページをお開き願います。第 6 条の一時借入金につきましては、借入金限度額を 3 億円といたしております。

第 7 条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用間の流用を予定いたしております。

第 8 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費 8,336 万 4,000 円、交際費 10 万円を予定いたしております。

第 9 条の他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金 1 億 9,500 万円は、起債の支払い利息等に充当する予定といたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 42 号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第 42 号は、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 19 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第43、発意第1号、議会広聴調査特別委員会設置についての決議を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長

(酒井通博君)

朗読します。

発委第1号、議会広聴調査特別委員会設置についての決議。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年3月10日、提出者 議会運営委員会委員長 金子 恵。

議会広聴調査特別委員会設置についての決議

本議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

1、名称、議会広聴調査特別委員会。

2、目的、議会の広聴に関する次の事項について調査研究を行う。(1) 議会報告会について、(2) 住民懇談会について、(3) 政策討論に関する事、(4) その他議会の広聴に関する事。

3、委員定数、6人。

4、期間、本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。

平成26年3月10日、長与町議会。

以上です。

議長

(山口経正議員)

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

議長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第43、発委第1号、議会広聴調査特別委員会設置についての決議を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま設置されました議会広聴調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、安藤克彦議員、西田敏議員、西岡克之議員、佐藤昇議員、河野龍二議員、山口憲一郎議員、以上6名の方を指名したいと思います。
御異議ありませんか。

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、ただいま指名された方を議会広聴調査特別委員会委員に選任することに決定しました。
これから、委員会条例第8条第1項、第2項、第9条第1項、第2項の規定により、議会広聴調査特別委員会において委員長、副委員長の互選をお願いします。
しばらく休憩します。

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開します。
議会広聴調査特別委員会委員長並びに副委員長の互選結果について報告します。
委員長に安藤克彦議員、副委員長に河野龍二議員、以上のとおり互選の結果を報告します。
しばらく休憩します。

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開します。
先ほど建設産業常任委員会に付託しました議案第32号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、お手元に配付されたとおり正誤表の説明の申し出がっておりますので、許可します。

都市整備
課 長

都市整備課長。

(道端和彦君)

建設部都市所管において、この議案第32号、これについて訂正とおわびを申し上げたいと思います。

予算書の3ページ、歳出でございます。2款公債費と表記するところを3款と誤っております。正誤表のとおり訂正をお願いしたいと存じます。それから、説明書に関することでございますけど、2ページですね。これについても、2款公債費と表示するところを3款公債費と誤っておりました。

議案提出後の訂正で大変申しわけありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

ほかに皆様方からありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 13時24分)